
プロジェクト	リース
項目	IASB 公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」についての IASB の議論の概要

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2020 年 11 月に公表された IASB 公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債 (IFRS 第 16 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)(コメント期限: 2021 年 3 月 29 日) についての IASB ボード会議の議論の概要を紹介することを目的としている。

II. 本公開草案についての IASB ボード会議の議論の概要

2. IFRS 解釈指針委員会 (以下「IFRS-IC」という。) は、リースバックのリース料が変動する場合におけるセール・アンド・リースバック取引 (以下「S&LB」という。) について、当該 S&LB の取引日において認識すべき利得又は損失、及び当該 S&LB から生じる使用権資産の当初測定 of 取扱いについて質問を受けた。IFRS-IC からは、2020 年 6 月にアジェンダ決定「IFRS 第 16 号『リース』—リース料が変動するセール・アンド・リースバック」が公表され、当該 S&LB から生じる使用権資産及びリース負債の当初測定において、リースバックに係るリース料がすべて変動するものであり、指数又はレートに応じて決まる変動リース料ではない場合であっても、リース負債を認識することになるとの見解が示された。IFRS-IC は、IFRS 第 16 号が当該取扱いを決定するための適切な基礎を提供しているとの結論を下した。
3. 一方、リースバックから生じた負債の事後測定については、IFRS 第 16 号に具体的な要求事項がないことから、IFRS-IC は IFRS 第 16 号の狭い範囲の修正を行うことを IASB へ提言した。その後、IASB において議論され、S&LB から生じるリース負債の当初測定と事後測定は一貫している必要があると考えられた。IASB での議論を踏まえ、本公開草案では、リース負債の事後測定の要求事項を規定することに加え、当初測定の要求事項を明確化することが提案されている。主な提案内容は、次のとおりである。

リースバックから生じた負債の位置づけ

- (1) 売手である借手による資産の譲渡が売却であると認められる場合において、リースバックから生じた負債はリース負債として IFRS 第 16 号が適用されることを明確化する。

リースバックから生じたリース負債の当初測定

- (1) 「予想リース料」という定めを新たに設けて、市場のレートでの変動リース料（指数又はレートに応じて決まるのかどうかは問わない。）を含める。
- (2) S&LB から生じたリース負債は、予想リース料の現在価値で当初測定を行う。
- (3) その結果、S&LB から生じたリース負債には、市場のレートでの変動リース料（指数又はレートに応じて決まるのかどうかは問わない。）が含まれることになる。

リースバックから生じたリース負債の事後測定

- (1) リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額する。
- (2) 報告期間に係る予想リース料の支払を反映するように帳簿価額を減額する。
- (3) リースについて行った実際の支払った金額と当報告期間に係る予想リース料との差額を純損益に認識する。
- (4) リース期間の変更又はリースの条件変更を除き、将来の変動リース料の変動を反映するように再測定してはならない。
- (5) リース期間の変更又はリースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されないものについて、改訂後の予想リース料によりリース負債の再測定を行う。

リースバックから生じた使用権資産の当初測定

- (1) 使用権資産の当初測定は、予想リース料の現在価値と売却した資産の公正価値とを比較することによって決定しなければならない。
4. 本公開草案について、2021年12月開催のIASBボード会議において、次のことが暫定決定された。

リースバックから生じた負債の位置づけ

- (1) リースバックから生じた負債は、IFRS第16号が適用されるリース負債であることを明確化する。

リースバックから生じたリース負債の当初測定

- (1) リースバックから生じた使用権資産及び利得又は損失に係る現行の定めを変更せず、リースバックに係るリース料（指数又はレートに応じて決まる変動

リース料以外の変動リース料を含む。)の現在価値で当初測定を行う(IFRS第16号第100項(a))。

- (2) リース料が変動する S&LB の設例を含める。

リースバックから生じたリース負債の事後測定

- (1) リースバックから生じたリース負債について個別の定めを設けるのではなく、リースバック以外のリースから生じたリース負債と同様リース負債の事後測定(リース負債の見直し及びリースの条件変更を含む。)に係る IFRS 第 16 号の現行の定め(IFRS 第 16 号第 36 項から第 46 項)を適用することを要求する。当該暫定決定は、本公開草案から修正された部分である。
- (2) 売手である借手が保持した使用权部分に対する売却取引から生じる利得又は損失については、リース負債の事後測定で認識しないことを要求する。当該暫定決定は、本公開草案から修正された部分である。

リースバックから生じた使用权資産の当初測定及び事後測定

- (1) リースバックから生じた使用权資産及び利得又は損失に係る現行の定めを変更せず、リースバックに係るリース料(指数又はレートに応じて決まる変動リース料以外の変動リース料を含む。)の現在価値で当初測定を行う(IFRS第16号第100項(a))。
- (2) リースバックから生じた使用权資産についても、リースバック以外のリースから生じた使用权資産と同様使用权資産の事後測定に係る IFRS 第 16 号の現行の定め(IFRS 第 16 号第 29 項から第 35 項)が適用されることを明確化する。
- (3) リース開始日において、売手である借手が資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持する使用权に関する部分をどのように決定するのかを定めない。当該暫定決定は、本公開草案から修正された部分である。
5. 2022年2月開催のIASBボード会議において、S&LBにおけるリース負債に係るプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)については、公開草案の再公表は行わないことが決定された。IASBは、本プロジェクトについて適用されるデュー・プロセスの要件を遵守しており、修正案の投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したことを確認したとされている。
6. IASBのワーク・プランによれば、本プロジェクトは2022年第3四半期に最終化を予定しているとされている。

ディスカッション・ポイント

本資料第2項から第6項に記載した事項について、ご質問あれば伺いたい。

以 上